

2012

原田忠則特許事務所／ダイアレクテック（R）

利益型弁証法の基礎理論について

利益型弁証法の基礎理論について

現代問題を検討するための思考ツール

目次

利益型弁証法の基礎理論について	1
現代問題を検討するための思考ツール	1
1. はじめに	3
1.1. 本稿の概要と弁証法の関係について	3
1.2. 一般の弁証法に対するイメージの誤り	4
1.3. 本願発明における弁証法の基本的な考え方	5
1.4. 利益型弁証法における要件-自由	6
1.5. 利益型弁証法の適用限界	6
2. 本願明細書において説明に用いる記法	6
3. 文言の定義	7
3.1. 弁証法的運動	7
3.2. 弁証法的分析	8
3.3. 世界精神	9
3.4. テーゼ (These: Th., 「->」)	9
3.5. アンチテーゼ (Anti-These: A. Th., 「<-」)	10
3.6. アウフヘーベン (Aufheben: A.H., 「 」)	11
3.7. ジンテーゼ (Synthese: S.Th)	11
4. 利益的弁証法を用いた検討手順のイメージ	11
4.1. 利益的弁証法の要部まとめ	11
4.2. 衝突イメージ	12
4.3. ゼロ縮退	13
4.4. 処理手順	15
5. 利益型弁証法記法に基づく利益決定の視点	15
5.1. 内容・性質・程度・態様	15
5.2. 両立不能なテーゼとアンチテーゼ	17
5.3. アンチテーゼの軽重	17
[a] 事例	17
[b] アンチテーゼの検討	17

[c]	他のアンチテーゼの検討	18
[d]	アンチテーゼ軽重の検討	19
5.4.	「無限」の概念を含む弁証法の可否	20
[a]	2つの種類の「無限」	20
[b]	2つの無限の取り扱い	20
[c]	無限を含む場合のイメージ	21
6.	利益型弁証法に基づく個別利益の説明技法	21
6.1.	存在根拠	22
6.2.	縮退根拠	22
6.3.	縮退限界	23
6.4.	縮退限界根拠	23
6.5.	拡張根拠	23
6.6.	拡張限界	24
6.7.	拡張限界根拠	24
6.8.	事例検討	25
[1]	A君の利益	26
[2]	B君の利益	27
[3]	C君の利益	27
[4]	利益型弁証法による検討	28
7.	観念的弁証法における想定構造体	32
7.1.	はじめに	32
7.2.	全体構造	32
7.3.	意思形成段階	33
a.	テーゼの設定	33
b.	アンチテーゼの設定	34
c.	アウフヘーベン	34
7.4.	行為段階	34
7.5.	評価段階	35
7.6.	他人を介した連鎖的運動	36
8.	まとめ	36

本稿は、特願2011-226366のうち、弁証法解説部分を再編集したものです。

1. はじめに

1.1. 本稿の概要と弁証法の関係について

本稿では、利益型弁証法について説明します。

文章をつくるときに、よく「説得力のある文章」とか「迫力がある文章」を目指せなどと言われることがあります。

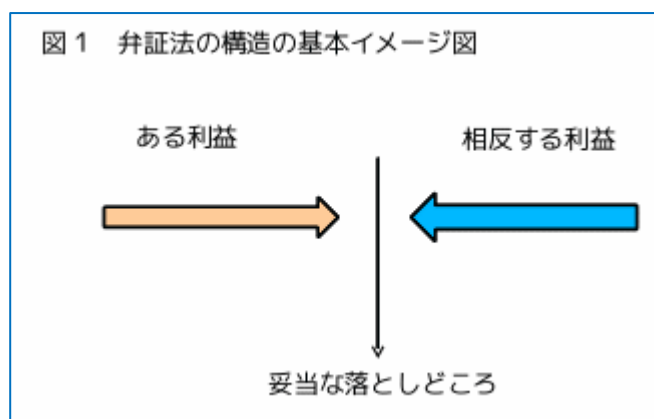
しかし、具体的にどのようなものが説得力がある文章なのか、どのようなものが迫力がある文章なのかを理論立てて説明されたものを見たことはありません。

ところで、最高裁の判決文は原告・被告に対してその判断の結果が合理的であることを説得する文章です。このため、判決文は説得力がある文章の規範になっていることができるでしょう。

私は、この点について、過去の最高裁がした判決文を読むうちに、ひとつの法則があるのではないかと思います。それが利益的弁証法です。

文章に説得力をもたせなければならないのは、日々の生活において他人を説得する場面があるからです。つまり日々の生活が文章の主戦場なのです。

我が国では日々の生活で自由主義が支配します。個人は最大限その行動の自由が認められています。しかし、その自由度をあまりにも拡大して行動すると、他人との衝突が生じます。



このような場合に衝突した当事者はお互いの主張をします。そして、納得がいき、我慢ができる範囲まで自分の主張を引っ込めます。これで紛争が調整されるわけです。つまり、およそひとが2人以上集まれば、そのあいだに衝突が起こりえます。そして大抵の場合、それぞれが譲歩することに

なります。これをイメージとして図にするならば図1のように、描けるでしょう。

このように、自分の主張・他人の主張・譲歩を含んだ状態の変化、の3種類をあわせて把握するには弁証法が適切です。そこで私は、紛争等を分析するツールとして、紛争解決にむけた模索を示唆するツールとして、また、文章に説得力を持たせる基礎技法として弁証法を採ることが適切だと考えるのです。

1.2. 一般の弁証法に対するイメージの誤り

弁証法といえば、学生運動華やかなりし頃、マルクスの弁証法が好んで用いられていたようです。ただ、一般の生活の中で「弁証法」という言葉をあまり聞きません。このため、弁証法はそのような運動に参加していた者に特有の言葉のようにも見えます。また、弁証法の内容を知っている者のなかでも、西洋流の合理主義に基づくので日本文化に合わないものだという者もいるようです。

しかし、弁証法といわれるものの中にも多くの流儀・解釈があり、マルクス弁証法の例はその一つに過ぎません。

例えば、我が国ではつい最近まで「罰（ばち）があたる」という言葉がよく使われました。子供たちは罰が当たることを恐れて、自分の行動を規制しました。つまり「罰があたる」は道徳的教育・倫理的教育の一部をなしていたわけです。「罰があたる」という発想が我が国国民の自己意識の形成の基本となるという見方をするならば、これはヘーゲルの弁証法が当てはまる場面でもあると思います。

このように弁証法は、一部の特殊な場合に限らず、ひろく一般生活にも利用できるツールだと考えられます。つまり、すべてのひとが利用できるものです。逆にこの弁証法が使われたいとするならば、自分の利益を主張するだけで、いつまでも妥協点がみつからず、結局紛争は収まりません。社会が円滑に流れているときには、しらずしらずのうちに、弁証法が使われていているといっても過言ではないと、私は思うのです。

1.3. 本願発明における弁証法の基本的な考え方

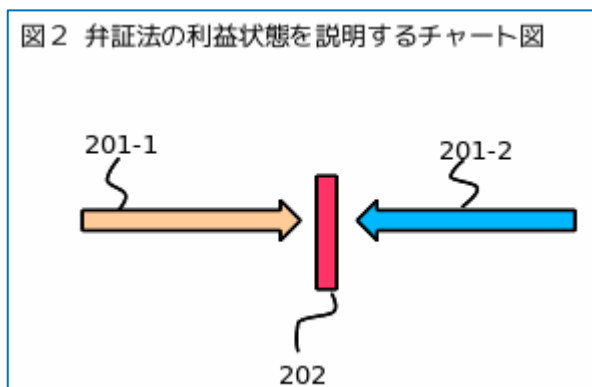
弁証法の創始者はエレア派のゼノン（紀元前 490 年頃・紀元前 430 年頃）とされています（ヘーゲル哲学史講義参照）。弁証法はその後、ソクラテスの問答法、ヘーゲル弁証法などを経て現在に至っています。これらを俯瞰すると、弁証法自体は様々な研究解釈を経て常に変化しているのですが、そのいずれについても弁証法と称されています。ということは、弁証法は、「物事を考えるにあたり、両立不能なものを対立させること」に本質があるといえるのではないのでしょうか。

言い換えれば、弁証法は、両立不能なものを対立させる点さえ外さない限り、独自の解釈・ルールを加えても構わないということになるわけです。

ヘーゲル弁証法に関する近時の解釈では、弁証法は「正・反・合」でなりたつといわれています。これは、**正と反が衝突し、その衝突が解消する方向に動き出した時には、結果は新たな状態に落ち込んでいく、しかしその結果の裡（うち）には正も反も含まれている**、という意味と解釈できます。ヘーゲルはその著作の中で弁証法がいかなるものであるかについて詳細を語ってはいないし、はじめに弁証法ありきという発想もしていないようです。それでいて、ヘーゲルは弁証法の理解は重要であるとして、これをあらゆる場面で用いることができると考えていたようです。

ただ、本稿でいう弁証法は、思考の支援と説得力ある文章作成とが目的であるので、これにあわせて場面を制限して応用していくことにします。

図2 弁証法の利益状態を説明するチャート図



すなわち、弁証法とは、図2に示すように、「ある利益（201-1）」と「相反する利益（201-2）」とを比較して妥当なところ（202）に落とし込む操作と考えます。図2は最も基本的な弁証法の構造であって、利益の対立関係をイメージとして表現したものです。先の「正・反・合」でいえば、「正」が

「ある利益」に、「反」が「相反する利益」に、「合」が「妥当な落としどころ」にあたります。

以下、本願発明において用いる弁証法を、「利益型弁証法」ということとします。

1.4. 利益型弁証法における要件-自由

利益型弁証法を適用するには、「ある利益（正）」に自由度がなければなりません。自由度がなく拘束されたものであれば、その後新たな事態に移ることができないからです。

もともと、拘束性があるときでも弁証法が適用できる場面があります。それは、法律判断の場面です。法律は、自由な行動によって社会的に妥当でない場面が生じるときにはその調整をしようとするものです。

しかし、拘束は最終判断の場面（つまり、判決）に適用されるに過ぎません。少なくとも立法段階の議論では、人に自由な行動が認められていることを前提としています。

従って、法律を適用する場面であっても、全体的に見れば行動の自由の要素が含まれていて、全体の状況把握しながら弁証法を適用する余地があるということになります。

1.5. 利益型弁証法の適用限界

次に利益型弁証法の適用の限界について検討します。

弁証法は将来を確定的に予測するツールではありません。あくまでも状況を認識し、予測を支援するツールです。

2. 本願明細書において説明に用いる記法

以下の説明では、弁証法を図形的に捉えて説明することにします。このため、まず弁証法をどのように図示するかについて説明します。

図2は、弁証法の利益状態を説明する基本的な記述を示したものです。

このように、利益を矢印（201-1、201-2）

で表すことにします。また、一つの利益は、他の利益と衝突するという状況を、矢印先端の衝突で表します。

衝突する矢印の間には縦の棒(202)を記載します。これは弁証法的運動(後述します)がここから始まることを意味します。

一般に社会で利益と利益が衝突する場合、一方の利益が100パーセント実現することはありません。だから、どの利益も衝突する相手方の利益に依存することになります。矢印の衝突する位置にある縦の棒はこのような相手方の利益によって自分の利益が圧縮させられた境界をイメージすることができます。

3. 文言の定義

3.1. 弁証法的運動

利益型弁証法では、利益Aと相反する利益Bが衝突したとき、そのまま留まらず、新たな状態が生じるという考え方をします。そして新たに生じた状態を利益Cとみるならば、更に別の新たな利益Dが現れて、CとDとの間で次の新たな弁証法適用可能な状態が生じたといえます。

つまり、「弁証法的運動」とは、

[a.] 利益と相反する他の利益が衝突したときに新たな状態が生じることであって、

[b.] その新たな状態が新たな利益となって、別の新たな利益と衝突することになりうることを

を言うものとします。

なお、「弁証法的に運動する」というように自動詞として表示することがあります。

このように定義をすると、自然科学における力Aと力Bとの間の釣り合いは弁証法的運動とはいえません。確かに、釣り合いの場合には力Aと力Bをそれぞれ利益とみて、釣り合い状態を新たな利益Cと見ることはできます。しかし、この新たな利益Cが別の新たな利益Dと向き合うことがありません。このため運動が始まったということとはできないのです。従って自然科学の場合、後述する弁証法的「分析」は可能であるが弁証法的運動は起こらないと見るべきです。

弁証法的運動は、量とともに方向を要素としてもつ「ベクトル」を思い浮かべれば理解しやすいと思います。つまり、「ある利益」と「相反する利益」とが n 次元のベクトルで表現されると仮定して、両ベクトルを正面から衝突させ、両ベクトルの絶対値を維持しつつ n 次元の限りにおいては両者の和が一定の絶対値中に収まるように合成する手法を考えます。これを実現するには、 $n+1$ 次元の概念を導入して各ベクトルの向きを変えればよいでしょう。いいかえれば、「ある利益」にも「相反する利益」にもない別の「次元」を導入すればよいというイメージです。こうすることによって、それぞれのベクトルの長さを維持しつつ、衝突を回避する新たな状態、すなわち妥当な落としどころが存在することになります。

なお、弁証法的運動は、単純に「ある利益」と「相反する利益」とが縮退する方向に進むものではありません。いずれの利益も全く実現しないにもかかわらず、新たな状況が生じるようにみえる場合もあります。そうだとした場合、いずれも満足するようであれば、やはり弁証法的運動が起こっているといえることができるでしょう。

3.2. 弁証法的分析

物事を利益型弁証法の視点に立って見るならば、ひとつの利益を観察する際、必ず対立する利益を探し出すこととなります。そして、弁証法的運動が起きるかどうかはその事案の種類によって異なります。

例えば、歴史は時間の続く限り「進展」していくので、弁証法的「運動」となります。

これに対し、裁判における法律判断などは、裁判上の和解や将来の給付の訴え（民事訴訟法135条）などの限られた場合を除き、過去の事実に基づいて現在の状態を決定するに留まるのであるから、その先で運動が続くことはありません。とすれば、弁証法的運動が生じず、利益型弁証法自体が否定されるようにもみえます。

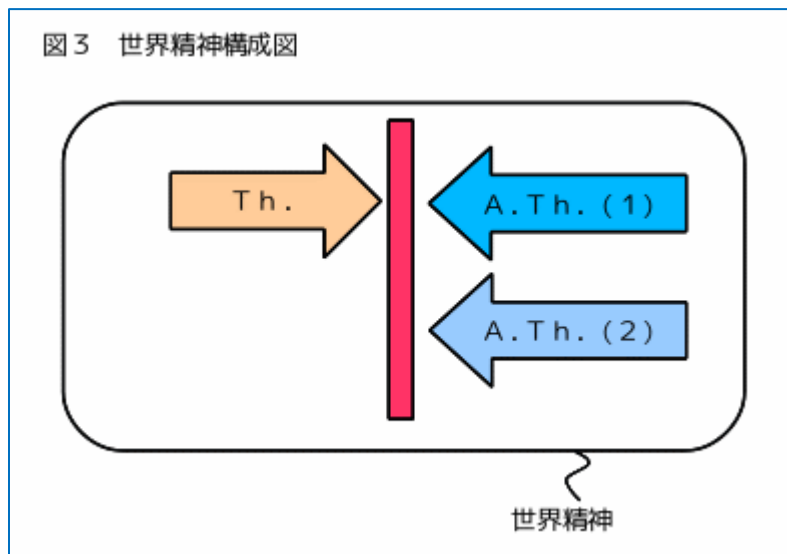
しかし、弁証法的運動に至らないとしても、利益の衝突が起こっている以上、その内容を分析するにあたっては利益型弁証法上のテクニックを使うことは有効なはずで、即ち、弁証法的運動が生じないとしてもこれを分

析という観点で物事を検討することは許されるはずで

。「弁証法的分析」とは、このように、弁証法的運動が生じないとしてもこれを分析という観点で物事を検討することをいうものとします。

3.3. 世界精神

「世界精神」はヘーゲル哲学の用語ですが、説明を容易にするために、この概念を持ち込むことにします。



「世界精神」とは、利益型弁証法が適用される場面を言うものとします。つまり、ある利益と相反する利益とが弁証法上ただしく衝突し、一定の弁証法的運動（利益の衝突によって新たな状況が生じること）が生じる場合に、その運動が生じる全体の場のことをいうことと

なります。世界精神と、後述するテーゼ／アンチテーゼ／アウフヘーベンの関係を図3に示します。以下、このような表現手法による図を「利益型弁証法チャート」とよぶこととします。図3は、世界精神の構成を示したものです。

簡単にイメージするには、学校の校庭でするサッカーの試合を想起すればよいでしょう。校庭でA・B両チームがサッカーの試合を行っている場合に、サッカーのルールに従って、試合が進行し、最終的にどちらかのチームの勝ち負けもしくは引き分けが決定します。この場合、校庭とサッカーのルールとを合わせて世界精神というのだというイメージです。

3.4. テーゼ (These: Th., 「->」)

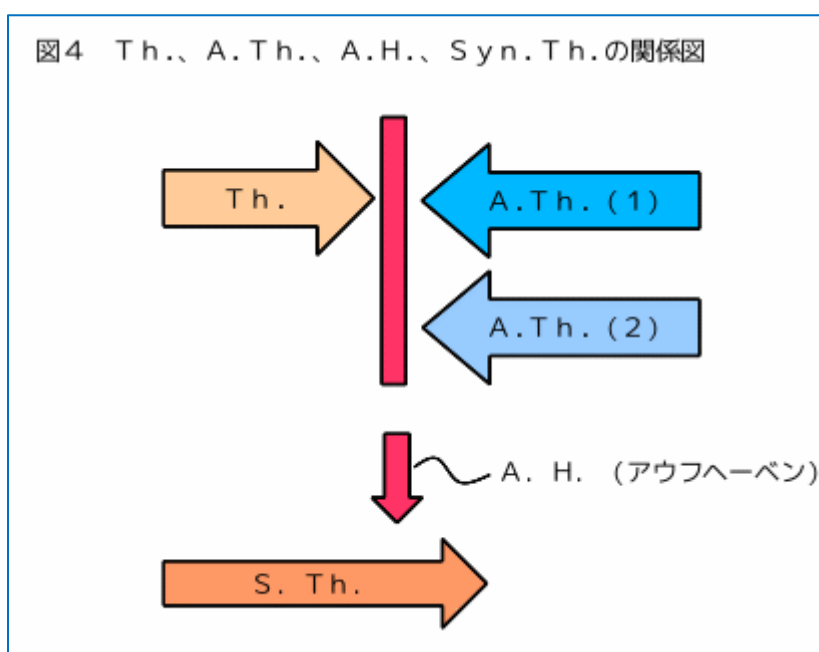
テーゼとは、「ある利益」のことをいいます。本明細書では、図中で「->(右矢印)」と書き、略記するときは「T

h.」とします。

弁証法は、一つの利益が実現する姿を相反する利益との関係も着目して、推測・分析する手法です。よって、弁証法によって検討に要する事項は、「ある利益 (->)」だけでなく「相反する利益 (<-)」も含まれます。

しかし、その基礎となる「ある利益」は、一つでなければならない。利益型弁証法は「ある利益」がどのように実現されるかを判断するためのものだからです。

3.5. アンチテーゼ (Anti-These : A. Th.、「<-」)



アンチテーゼとは、弁証法で検討する「ある利益 (->)」に「相反する利益」のことをいいます。図中で「<- (左矢印)」と書き、「A. Th.」と略記します (図4参照)。

アンチテーゼは、テーゼと違ってひとつではなく、複数のものを検討対象とされることが望

ましいでしょう。もちろん、検討の結果、ひとつしかなかったということもあり得ます。

アンチテーゼがひとつであったからと言ってそれで弁証法的運動が終わるわけではなく、一回の弁証法的運動があった後に別の「相反する利益」が台頭し、これとの間で新たに弁証法的運動が始まります (弁証法的運動の定義参照)。

アンチテーゼを何にするかを検討する場合、一般にテーゼと異なる「主語」を探すとよいでしょう。もつとも、一定の場合には、同じ主語とすることがあります。自分の中で葛藤があり、いかなる行動を採るべきかを決定するというような文章を作成する場合などです。日記文がこれにあたります。

普段の生活をしている中で自分が他人の行為の対象となった場合、つまり他人からなんらかの影響を受けた場合、自分が損をした気になることがあります。これは、なんらかの自分の利益が失われているからです。

だから、アンチテーゼの検討は弁証法的運動に大きな影響を与えます。

このような利益状態を正しく把握してこそ、客観的に他人に説明することができるようになります。そのうえで、それがなぜあるといえるのか、その存在根拠を明確にする必要があります。

3.6. アウフヘーベン (A u f h e b e n : A.H., 「|」)

「アウフヘーベン」とは、1回の弁証法的運動をすることをいいます。本節「(1) 弁証法的運動」の定義のうち、「[a.] その妥当なところが生まれること」です。言い換えれば (いささか循環定義にはなるが)、後述する「ジンテーゼ」を生じさせることともいえます。図中で「| (縦棒)」と描き、「A. H.」と略記します (図4参照)。哲学で「止揚」とか「揚棄」とかというものに相当します。単語の用法として、自動詞としての用法 (例:「アウフヘーベンする」)、名詞としての用法 (例:「アウフヘーベンをする」) があります。

3.7. ジンテーゼ (S y n t h e s e : S.Th)

ジンテーゼとは、アウフヘーベンによって生じた新たな利益状態のことをいいます。

すなわち、「ある利益」と「相反する利益」が衝突して弁証法的運動が始まると妥当な落としどころに収束していくことになるが、その収束したところは元の「ある状態」および「相反する利益」とは異なる状態になっているはずです。これは、もとの「ある利益」または「相反する利益」とは区別して把握すべきであって (図4参照)、ジンテーゼと呼ぶものです。図中で「=> (右矢印)」と書き、「S. Th.」と略記します (図4参照)。

4. 利益的弁証法を用いた検討手順のイメージ

4.1. 利益的弁証法の要部まとめ

さて、前節までで弁証法を使って物事を検討するため

の必要な文言は定義できた。

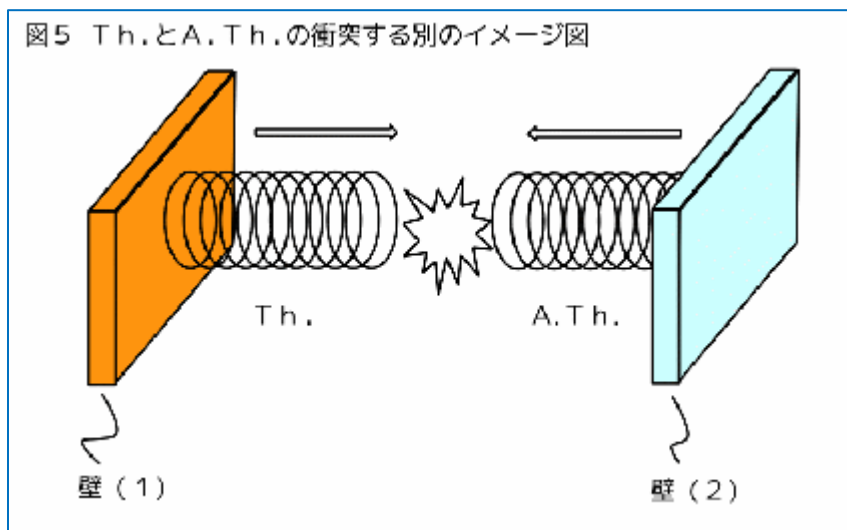
そこで、今まで単に「利益」と言っていたものをどのように把握すればよいのかを説明します。

ここで意識しておきたいのは、ジントーゼは一つの状態ではあるが、その内容としてテーゼとアンチテーゼ双方の重要な部分は残されていることです。テーゼとアンチテーゼが対立していたにもかかわらず妥協ができたのは、相対立する利益を有する両者が譲れない部分を譲っていないからです。

とすれば、この譲れない部分が重要な部分であり、ジントーゼが成立した以上、その中には相対立する者の双方の利益の本質が含まれていると考えることができます。

4.2. 衝突イメージ

利益型弁証法を考えるにあたり、更に具体的に図形的なイメージがあった方が考えやすいと思います。そこで、図5のようなものを想定してみます。図5は図4に示した抽象的な世界精神の構成を、我々が現実を観察できるように、具体的なイメージであるバネの押し合いとして表現し直してみたものです。



テーゼとアンチテーゼの矢印はそれぞれバネでできています。バネの起点側にはそれぞれ壁（壁（1）と壁（2））があり、壁は動かないものとします。壁（1）と壁（2）の距離はいずれのバネの自由長と等しく、

100%実現した場合の利益の幅であるとし、起点が壁で固定されているのでテーゼとアンチテーゼのバネはそれぞれ相互衝突しますが、壁は動かないので、矢印はそれ自身が縮むか、縮むことが許されないなら折れて別の方向に向かうしかないこととなります。

つまり、テーゼとアンチテーゼの間で衝突問題が起こったときもこのようなイメージで理解すればよいわけです。その問題点をどう分析するのか、またそれをどのようにして解決するのかについては、それぞれの利益について検討し、バネの長さがどのようになるのか、バネはその方向を維持できるのか、を判断することになります。最終的に利益のどのような点について検討するのかについては後述します。

4.3. ゼロ縮退

ジンテーゼを作る際、世界精神に含まれるテーゼもしくはアンチテーゼが全く残らず、それ以上弁証法的運動が起きないように見ることがあります。本願明細書ではこれを「ゼロ縮退」とよぶことにします。即ち、「ゼロ縮退」とは、弁証法的運動の終局面で、少なくともひとつのテーゼ（又はアンチテーゼ）が完全に消滅することをいいます。上記バネのモデルで理解するなら、一方のバネの長さが0になることをいいます。

繰り返しになりますが、一般社会はテーゼとアンチテーゼはそれぞれの本質的な部分が残しつつ新たな妥協策としてのジンテーゼが生まれることで進化していきます。先にジンテーゼのところでも述べたように、ジンテーゼにはテーゼとアンチテーゼのうち譲れないほど重要な本質的部分が含まれているわけですから、ゼロ縮退をするというのは譲れない部分すら達成されないということになります。

したがって、ゼロ縮退は非常に危険な状態です。

ゼロ縮退した利益を有していた者はなんとかして自分の利益を復活させようとすることになります。もちろん、弁証法的運動は起こっているのもので単純に元に戻ることはありません。とすれば、過激な行動に出ざるを得ない状況に陥り、適切な妥協点を超えて不安定な状態に遷移することになります。

ゼロ縮退はきわめて過激な状態を起こす可能性を内包し、危険な臨界状態であるといえるわけです。

ゼロ縮退は、見かけ上、裁判にその例をみることができず。即ち、裁判はゼロ縮退を生じさせることが多い

手続きに見えます。取り下げ・却下・裁判上和解などの一定の場合を除き、裁判が終局するときは、最終的に棄却と認容と一部認容とがあります。この点だけに着目すれば、棄却は原告側の利益のゼロ縮退、認容は被告側の利益のゼロ縮退と見ることも可能です。

しかし、法律は「社会に散在する利益状態を画一的類型的に認め、他の利益状態と比較考量してその取り扱いを国会が定めたもの」と考えられるので、法律そのものが弁証法的にジンテーゼであると見ることができます。従って、裁判によってゼロ縮退したと見える場面でも、弁証法的には妥当なところに落ちるように矯正されたとみるべきで、総合的に見ればゼロ縮退はしていないことになります。

もともと、古い法律に従って判断がされた判決は、立法当時に想定されたアンチテーゼとは異なる相対する利益が発生している場合があること、原告の利益（テーゼ）の内容・性質・程度・態様が現実社会で異なったものとなっている場合があること、被告の利益（アンチテーゼ）の内容・性質・程度・態様が現実社会で異なったものとなっている場合があることなどから、ゼロ縮退することも理論上ありえるでしょう。

ただ、そのような場合には、後追いになりますが、立法によって対応がされますので、社会全体としては利益型弁証法が機能しているといえるのではないのでしょうか。

また、現代社会において初めて発生したような利益状態について、法律が定められていない場合も判決される場合もありますが、そもそも弁証法的な検討がされた立法段階を経ていないために、裁判所は類推適用という手法をもって問題の解決にあたることになります。このような場合にもゼロ縮退することが理論上ありえます。

しかし、このような場面でも、裁判所では要件事実を弁証法的アプローチで解釈するという手法によって、妥当な解決をしようとしている傾向がみてとれます。

なお、裁判では、法律に定められていない利益、法律上保護された権利、憲法上の権利の順に重要な利益として取り扱っているのです、このようなことも後述する利益

存在根拠での記述事項になりえるでしょう。

4.4. 処理手順

利益型弁証法によってどのように物事を説明していくかについてその処理手順を簡単に説明します。

利益型弁証法による検討の手順は、

- a. まず、検討すべき利益を確定し、テーゼとします。
- b. 次にこの利益に相反する利益を全て挙げ、アンチテーゼとします。
- c. これらテーゼ、アンチテーゼの全てについて、多角的に記述します。
- d. 複数のアンチテーゼがあるときには、その優劣をつけます。
- e. a. のテーゼと、d. のうち主たるもの及び重大なものを比較します。
- f. e. と c. を総合考慮して、アウフヘーベンするかどうか決定します。
- g. アウフヘーベンするならば、それを結論とします。
- h. 多段階弁証法（7章参照）を使う場合には、g. を a. の「利益」とみて、b.～g. を繰り返します。

という手順をとります。このうち、a. ～g. がひとつの弁証法的運動のサイクルということになります。

5. 利益型弁証法記法に基づく利益決定の視点

次に、利益と具体的に表現するための技法について検討します。

5.1. 内容・性質・程度・態様

ここでは、検討すべき利益がテーゼまたはアンチテーゼとして決まっているときに、それぞれの利益についてはどのように把握するべきかについて説明します。

まず、当然ながら「利益」そのものの名称については、厳格性が要求されません。そのテーゼの主体（大抵の場合、その利益を享受する「者」にあたりますが、具体的な自然人のほか、国家、法人、地域住民、特定の属性をもつグループなど、抽象的なものも含ませて考えます）が欲する対象という程度のイメージで十分です。むしろここでは「利益」の名称に注力するよりも、どのような

ことが把握できているかを重視するべきです。

この点、カントの認識論における12カテゴリを参酌して、その利益について把握すべきは、原則として、内容、性質、程度、態様、の四つであると考えられます(以下、この4つを「主たる4要素」と呼ぶ)。

「内容」とは、その利益は何か、どのようなことを実現したいのか、ということそのものをいいます。さらに「内容」は、地域・時期・具体的または抽象的空間などの側面から把握します。

内容について、例えばA君とB君が「同じ日に同じひとつの物を使いたい」というような場面で説明します。A君とB君が漫然と使いたいと言っている場合には、両立不能な2つのテーゼとなり、両者の衝突が起こり、利益型弁証法が適用できる場面です。

しかし、A君が午前中に東京駅で、B君が午後と同じ東京駅でこれを使用したいという場合には、昼休みにA君がB君にこれを渡せばよく、衝突がおこりません。これは時期の点で、時期が重なりあわないので見かけ上衝突が起こったとしても実質的には紛争が解決されたこととなります。

ところが更に、同じようにAB両君が使いたい時間が分かれていても、A君が午前中に札幌駅で、B君が午後鹿兒島駅でこれを使用したいという場合には、物を短時間に渡す手段がないので、同じ手法では解決しないこととなります。

このように、地域と時期の異同は、実現可能性が異なってくるために、内容把握においてこの2点(地域と時期)に着目する必要があります。

「性質」とは、その利益の質的事項をいいます。他との優劣の比較は可能ですが、それを大小で把握できないものといえることができます。

「程度」とは、その利益の量的事項をいいます。他との優劣を大小で比較できるようなものをいいます。

「態様」とは、その利益が実現される場合における外見的特徴をいいます。

5.2. 両立不能なテーゼとアンチテーゼ

次に具体的なテーゼとアンチテーゼの選び方について検討します。

1 (3)、1 (5) で挙げたように、利益型弁証法は、社会に散在し、利益が「衝突する」状態からいかなる新たな利益状態が生まれるのかを推測する支援ツールであり、テーゼとアンチテーゼとは相互に両立不能（アンチノミー）なものでなければならない。

もともと、アンチテーゼを複数挙げるときには、明らかに相反するものでなくとも、相反する疑いがあるという程度のものでよいでしょう。複数のアンチテーゼをまとめてみると結果としてテーゼと両立不能となることがあるからです。

5.3. アンチテーゼの軽重

アンチテーゼが複数ありうることは前述のとおりです。

しかし、アウフヘーベンを検討するときに、複数あるアンチテーゼのうちどれが重要なのか、複数あるアンチテーゼの中で従属関係はないか、を把握する必要があります。アウフヘーベンするにおいてはアンチテーゼのうち、（量的観点で）重大であるもの、（質的観点で）主たるものが支配的になるからです。

[a] 事例

簡単な例を挙げましょう。親に手を引かれている子供がお菓子屋の前を通りかかったとして、子供が店頭に並んでいるお菓子を欲しいと思ったという場面を想定します。その子供はまだ十分に道理が分かっていない3～4歳くらいだとします。

検討すべき課題は子供がお菓子を入手できるかどうかです。だから、「子供がお菓子を得る利益」がテーゼということになります。

[b] アンチテーゼの検討

では、アンチテーゼは何になるのでしょうか。アンチテーゼは相反する利益ですから、子供がその利益を得たときに圧迫される利益です。とするとまず、親にとっては子供がお菓子を入手しなければお金を払う必要がないのだから、「親が代金を支払わなくて済む利益」が挙げら

れます。

ところで、この子供がお菓子を手に入れるかどうかを決定するプロセスでは、子供のなかで一つの葛藤があると考えられます。この場合、「勝手にお菓子を手に入れると親に叱られることを避ける利益」又は「バチがあたらないようにする利益」が相反する利益だと見ることがもできます。

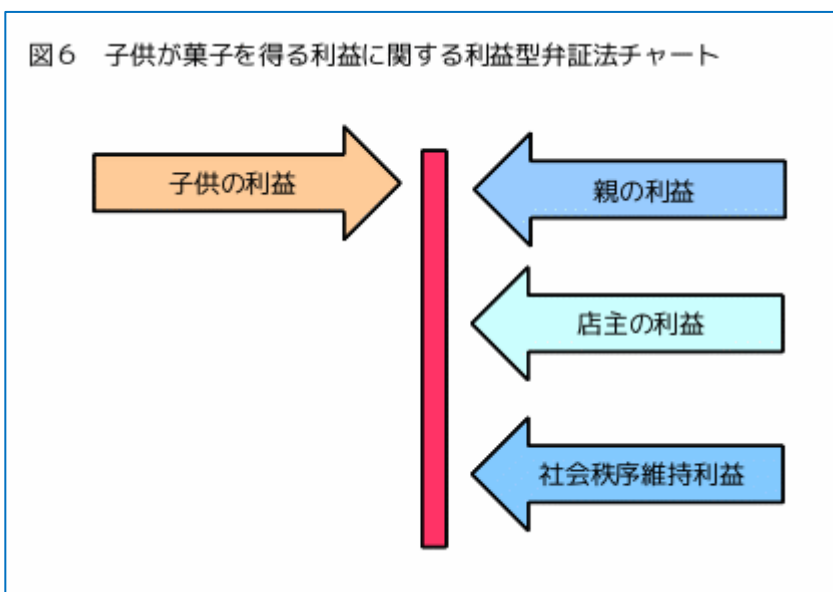
しかし、第三者がこの状況を把握する場合には、子供の視点で見るのではなく、客観的な視点で見る方がより妥当な分析が可能です。また、子供は道理が分かっていないという条件を付けています。よって、ここでは親の利益をアンチテーゼとすることになります。

なお、自己反省が目的である日記のような場合には、葛藤がアンチテーゼに組み込まれるのがよいでしょう。

[c] 他のアンチテーゼの検討

アンチテーゼはこれだけだろうか。仮に親の気づかないうちに子供がお菓子を勝手に持ってきたときにはお店の利益が害されます。とすると、相反する利益として、お菓子屋の店主の利益が挙げられます。

これ以外はどうでしょうか。仮に誰もが勝手に店のものを持ち出せるとすると社会秩序が破壊されます。よって、社会秩序というものもアンチテーゼとなりえるわけです。



アンチテーゼは他にもいろいろ挙げられると思われませんが、ここではこれら3つに限っておきましょう。

以上の利益状況を図にすると、図6のようになります。図6は、テーゼに子供がお菓子を得る利益に据え

たときの、利益型弁証法チャートです。

[d] アンチテーゼ軽重の検討

さてこの事案で、子供はお菓子を手に入れるでしょうか。

この場合、子供にとってお菓子を手に入れるかどうかは、親がお菓子を買うことに同意してくれるかどうかにかかるとなります。そうすると親の利益がここではもっとも重要なカギを握ることになります。

仮に親が今、お金の持ち合わせがないとしたらどうでしょうか。この場合、子供はお菓子を手に入れないことになり、利益を失うこととなりますが、未だ弁証法的運動は始まっていません。

では、弁証法的運動が始まるとどうなるのでしょうか。これは落とし所はどこかという問題です。おそらく、親は別の機会に子供に同じお菓子を買ってあげるという提案をするでしょう。そして子供は納得してこれに追随することになります。すなわち、現在はお菓子を手に入れないとしても、時間軸という新たな要素を加えることで、決着をつけたわけです。ここでは店主の利益も縮退していません。

では、親が次の機会にでもお菓子を買ってあげるという約束をしなかったとし、かつ親が親の利益を維持するならば、どのようなことが起こるのでしょうか。子供の利益・親の利益がともに実現するということは、子供がお店に無断でお菓子をとってくるしかありません。しかし、これは店主の利益が完全に失われることとなります。つまり、これは店主の利益の「ゼロ縮退」状態であり、利益型弁証法上危険な状態ということになります。

通常の世界秩序の中ではこのような危険な状態が起こりにくいでしょう。特に日本人特有の精神現象として、利益を享受する者が、他の利益をゼロ縮退としないような行動決定をするからです。

このように、アンチテーゼが複数ある場合には、何が最も重要なのかによって検討順序が異なるため、その重大性・主従性を把握しておくことは重要なのです。

5.4. 「無限」の概念を含む弁証法の可否

次に、利益であればすべてをテーゼもしくはアンチテーゼに据えることができるかを検討します。

[a] 2つの種類の「無限」

ここで無限の概念を検討します。

無限は、「いつまでたってもたどり着けないもの」です。ただ、いつまでたってもたどり着けないものには、2つの種類が考えられます。

ひとつは、循環小数となる $1/3$ のように、小数点で表現するのではいつまでたっても「3」の文字が続き、 $1/3$ という真の値にはたどり着けないというものです。

もともと、これが実現できないかということ、そうではありません。例えば円柱型のデコレーションケーキを $1/3$ に分ける場合を想定すると、デコレーションケーキの中心を求め、分度器で 120 度ごとに計って切っていけば正しく $1/3$ に分けることができます。すなわち $1/3$ は、小数点表記によるのではいつまでたってもたどり着けなかったのですが、現実には実現できるものであるわけで、単に表現上実現できなかったにすぎないというものです。これを「到達可能型無限」ということにします。

これに対して、宇宙の果てに行くことはどうでしょうか。これは実際に実現することができないものです。これを「到達不能型無限」ということにします。なお、哲学の世界ではそれぞれ「真無限」「悪無限」という用語を使うが、これではイメージがし難いので、このように言いかえることとします。

[b] 2つの無限の取り扱い

哲学的な議論はさておき、現実の問題を解決しようとした場合には無限は掴みどころがなく、邪魔になることが多い。

利益型弁証法では、現実の問題を解決しようとするためのツールなのであるから、邪魔になるものは排除して考えることとします。

無限には上述したように二つの種類があります。では、二つとも現実問題を解決するために邪魔なのでしょうか。

実は、二つのうち「到達可能型無限」は定量的な判断をする場合はさておき、通常は問題になることは少ないように思われます。これに対し、不能型無限は誤った結論を出すことが多いように思われます。

[c] 無限を含む場合のイメージ

以上のことから、利益の中に到達不能型無限を含んでいるものはテーゼまたはアンチテーゼとすることを避けるべきということになります。バネがあるイメージ図(図6)を使って説明するならば、ひとつのバネが断ち切れているために、衝突点が予測できないという理解になるでしょう。

唯物論を採らない限り、人間の思考は到達不能型無限を含むものだから、利益存在根拠を脳細胞などの物理的な存在に求め、この物理的存在を弁証法上の利益に据えることは避けるべきです。

6. 利益型弁証法に基づく個別利益の説明技法

これまで、弁証法においてどのようなものを対象にして検討すべきかを説明してきた。

次に、これらの検討対象である利益を具体的にどういう手順で、またどういう観点で吟味していけばよいのかを説明していきます。ここでの手順に従って文章にすれば、そのまま事柄の判断についての説明文になっていくはずです。

まず、検討すべき利益を「テーゼ」に据えます。一般に、実現したい利益がこれにあたります。

次にこの利益に相反する利益を全て挙げる。相反する利益を探るには、

- a. 考えられる全ての利害関係者を検討し、
- b. その利害関係者が主語となるような利益

を挙げていけばよいでしょう。相反する利益は全て「アンチテーゼ」とします。

次に、これらテーゼ、アンチテーゼの全てについて、以下の通り、存在根拠、縮退根拠、縮退限界、縮退限界根拠、拡張根拠、拡張限界、拡張限界根拠を検討していきます。

6.1. 存在根拠

存在根拠を主たる4要素（内容、性質、程度、態様）で検討していくのは5（1）の通りです。

6.2. 縮退根拠

次に縮退について検討します。「縮退」とは、検討すべき利益が0%は超えるのだけれども、100%までは実現しない状態になることをいいます。全く実現しない場合のことを特別にゼロ縮退ということは前記の通りです。

「縮退根拠」とは、利益の縮退が許される理由をいいます。

ところで、「今期は減収・減益だ。」などという言い回しがあるように、一般に利益が圧縮するときには「減少」や「縮小」などの言葉が用いられます。しかし、「減少」・「縮小」は0～100%の間で連続的に変化することがある場合に使う言葉です。利益型弁証法を用いて検討する事案の場合、必ずしも利益が連続的に変化するものではなく、とびとびの状態（離散的状態）をとる場合が多いです。そこで、「減少」・「縮小」ではなく「縮退」という言葉を用いることにしました。

利益の中には縮退を全く許さないものもあります。例えば、生命を維持する利益は、ほとんどの場合に縮退を許しません。唯一議論としてあるのは、死刑制度の是非議論とか、一か八かの医療の是非議論とかの程度でしょう。

逆に、一般生活のなかでは我慢を強いられることが殆どです。我が国では「お互い様」という考え方をすることがあります。そこではその利益が我慢してもよいものであれば、縮退可能とできることとなります。ここでは、その根拠が「お互い様」であることといえます。つまり、ひとの属する社会における倫理観が根拠になることが多い。

従って、縮退根拠については積極的なものでなくてもよいでしょう。存在根拠の「性質」上、縮退を許さないものでなければ縮退としてよいと思われれます。ただ、縮退が許されるならその根拠は何なのかを積極的に説明できるのであれば、それだけ他人を説得する強みになりま

す。

さて、縮退があるとすれば、アウフヘーベン（止揚）することができます。従って、縮退根拠を検討することは、利益型弁証法的運動が始まるのかどうかの判断の基礎になります。

6.3. 縮退限界

縮退根拠があつて縮退が許されるとした場合、どこまで縮退が許されるのか、その限界が問題となることがあります。利益について妥協ができるとしても（つまり利益の縮退が認めらえるとしても）、これ以上妥協することができないという境界があるはずです。縮退限界はこの点に着目します。すなわち、「縮退限界」とは、利益の縮退が許されるときのその縮退の限界のことをいいます。これは前述した利益の存在根拠中の内容・性質・程度・態様に基づいて決めることができます。

弁証法的運動についてみると、たとえば近隣の道路工事の騒音に係る「受忍限度」の議論は、この縮退限界の問題と捉えることができます。

弁証法的分析についてみると、たとえば売買に係る売主の売却価格の底値があります。おそらく仕入れ値が縮退限界の問題と捉えることができます。

6.4. 縮退限界根拠

縮退に限界がある場合、なぜその限界があるのかを検討する必要があります。この限界の存在する理由が縮退限界根拠です。テーゼにおける縮退限界は、これ以上我慢のできないという限度です。一方においてこれは相対するテーゼの拡張をこれ以上許さないという要素にもなります。縮退限界根拠は相対するテーゼの拡張正当化する点で意義があります。

6.5. 拡張根拠

以上で、テーゼもしくはアンチテーゼについての存在と縮退について検討ができました。図6のように利益型弁証法における利益イメージが壁に支えられたバネと考えるならば、ここまでの検討内容だけで一応の結論を出すことができると思われます。

しかし、さらに細かく事案を詰める場合には、テーゼもしくはアンチテーゼの利益が拡張する場面も検討しておく方がよいでしょう。

例えば、紛争の当事者の一方が身を引いた場合、反射的に相手方が不当に大きな利益を得ることになる場合もありえます。このように、相手方の利益が拡張した場合にそれが妥当なのかどうかを判断する必要がある場合には、利益の拡張についても裏付けが説明できる方がよいでしょう。拡張根拠はそのような場合に用いることができる検討事項です。

即ち、拡張根拠とは、利益が単に相対する利益と見かけ上平衡するよりも拡張することが許されるときに、それが許される根拠のことをいうものとします。

6.6. 拡張限界

拡張根拠があるならば、次にその拡張はどこまで許されるのかを検討します。

拡張限界とは、利益の拡張が許されるときにその拡張の限界のことをいいます。

なお、アンチテーゼの拡張限界を設定する根拠があるのであれば、テーゼの縮退限界を検討する必要はないのではないかとも思えます。

しかし、前述のとおりテーゼとアンチテーゼとは主語が違います。また、アンチテーゼは複数あることが前提でした。

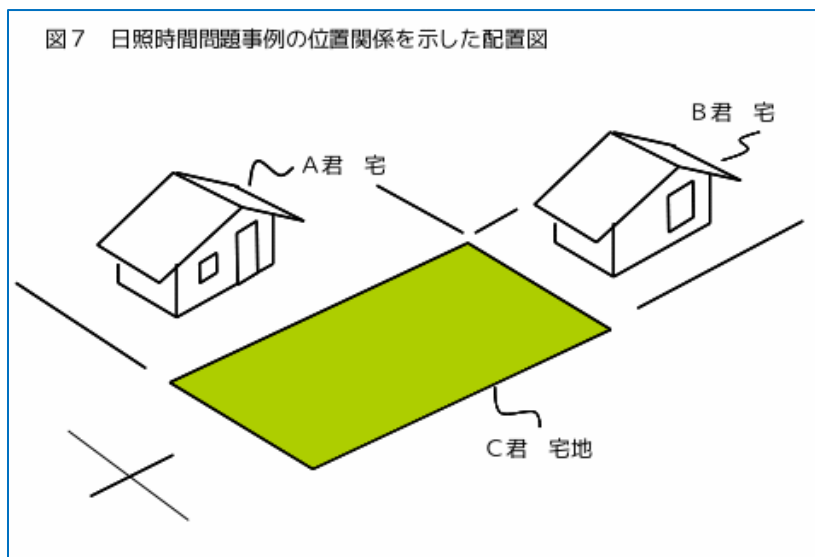
その限界を判断するにあたっては多角的にみる必要があり、検討をしないわけにはいかないでしょう。

6.7. 拡張限界根拠

縮退において限界があれば、その根拠も説明できる方が望ましいことを説明しました。拡張においても同じように拡張限界がある以上、拡張限界が存在する根拠を説明することができる方が望ましいでしょう。よって、拡張限界根拠も検討項目に含めておきます。

6.8. 事例検討

以上のような利益把握を具体的な事例問題で検討してみます。ここでは日照時間が問題となる事例を考えます。図7はこの事例を考えるにあたっての前提と



なる位置関係を示したものです。理解容易のために、場所は東京郊外の住宅地であるとします。即ち、北緯35度付近、西側に山などが無い平地であると仮定します。

A君の土地は、C君所有の土地の北側にあります。A君は土地の上に家を建て

ています。B君の土地はC君所有の土地の東側にあります。B君は土地の上に家を建てています。今、C君所有の土地は空き地ですが、これからC君はここに家を建てようと考えています。

この事例は、C君が家を建てる場合に、A君はC君に対して文句が言えるのか、また、B君はC君に対して文句が言えるのか、という問題を検討するものです。

なお、ここではあくまでも利益型弁証法について検討するのであり、民法上の権利行使の可否を問題にするではありません。

まず検討しなければならないのは、いかなる利益について検討するかです。

A君がC君に対して文句を言えるかという問題に対しては、A君の利益がB君・C君の利益と衝突します。

B君がC君に対して文句を言えるかという問題に対しては、B君の利益がA君・C君の利益と衝突します。

このようにいずれの場合にも、A君、B君、C君の利益と衝突することになるので、それぞれの利益について、これまでの説示に従って解析します。

[1] A君の利益

a. 存在根拠

内容は、自分の土地を自由に使用できる事柄のひとつであって、現在建ててある家のうち通常生活に係る範囲の日照が一定時間確保できることと把握できます。

性質は、質的把握です。この点で見れば、日照がないと家屋内のカビが増える、洗濯物が全く乾かないなど、毎日の生活・健康に影響するような質的に重大なものといえます。

程度は、量的把握です。この点で見れば、季節・地域によって異なりますが、2012年の東京では、最大14時間35分（南中角度77.8度）、最小9時間45分（南中角度30.9度）です。もちろん、物理学的に、光の照射エネルギー（単位：J）で表現することもできるでしょう。

態様としては、直達日射（太陽面から直接地表に達する日射）が当たることと見られます。

このように、他人が何の影響も及ぼさないときに自分が享受できる最大の利益を基準にして、これらを把握することになります。

b. 縮退根拠

A君宅が太陽光発電をして地域の電力供給の要になっているなどの特段の事情がない限り、縮退が許されない理由はないので、縮退可能であり、縮退根拠はあるといえます。

c. 縮退限界

A君宅の日照は、洗濯物が乾く程度、カビが生えない程度ということになるでしょうから、直達日射を数時間程度受けることが縮退限界となるでしょう。

d. 縮退限界根拠

本事例では、縮退限界・存在根拠の性質との関係で、洗濯物が乾くこと、カビが生えないことがその縮退限界根拠ということになります。

e. 拡張根拠

本事例では、A君が土地を自由にできるということが

拡張根拠になるといえます。法律的には所有権が根拠になるということになるでしょう。

f. 拡張限界

本事例では、拡張根拠より、所有権の及ぶ限りということになるでしょう。

なお、本事例の設定と異なり、更に西側に山があり、ある時刻以降は日陰になるようであれば、その拡張限界は日が山に隠れるまでというように捉えることができるでしょう。

g. 拡張限界根拠

本事例では、所有権が拡張の根拠となっている以上、所有権の及ばない範囲にはその者の自由がないと説明することになります。

[2] B君の利益

B君についても日照を受ける利益でしょうから、A君の利益と同様に解釈できるので、上記[1]に準じる。

なお、現実にC君宅の建設が始まったら、工事の騒音などの別の利益を概念することができます。ただ、日照に限っての議論としたので、本事例では静かな生活をする利益などは考えないことにします。

[3] C君の利益

検討事例によれば、C君の利益は、「自分の土地に家を建てる利益」といえます。そこで、この利益についても同じように、存在根拠、縮退根拠、縮退限界、縮退限界根拠、拡張根拠、拡張限界、拡張限界根拠を検討していきます。

a. 存在根拠

内容は、A君と同じく自分の土地を自由にできることのひとつですが、そのうち、特に自分の土地に家を建てる利益となります。

性質は、毎日の生活の基盤となる空間の確保に影響するものであり、質的に重要なものといえます。なお、A君B君の利益では「重大」という言葉を使ったが、これとの比較ができるような言葉を使うことが望ましいと思

います。

程度は、量的把握です。この点で見れば、24時間の独占的使用、土地全部面積という点が挙げられます。

態様としては、建物によって直達日射を遮るのでしょうから、建物による直達日射（太陽面から直接地表に達する日射）の独占が挙げられます。

b. 縮退根拠

C君が土地一杯に家を建てなければならないという理由はありません。従って縮退が許されない理由はないので、縮退可能であり、縮退根拠はあるといえます。

c. 縮退限界

C君が家を建てるについて、それが生活の根拠として機能できるかどうかを鍵となるので、起臥寝食を常時行うことができる家としての機能を失うに至らない程度が縮退限界となります。

d. 縮退限界根拠

本事例では、起臥寝食を常時行うことができる家としての機能を失うに至らないことが根拠となります。これは前記縮退限界と同じような表記になってしまいますが、許されます。縮退限界を機能的に表現したために生じたことだからです。

e. 拡張根拠

本事例では、C君が土地を自由にできるということが拡張根拠になります。まさに土地所有権のうち使用の一態様だからです。

f. 拡張限界

本事例では、拡張根拠より、所有権の及ぶ限りということになります。

g. 拡張限界根拠

本事例では、所有権が拡張の根拠となっている以上、所有権の及ばない範囲にはその者の自由がないと説明することになります。

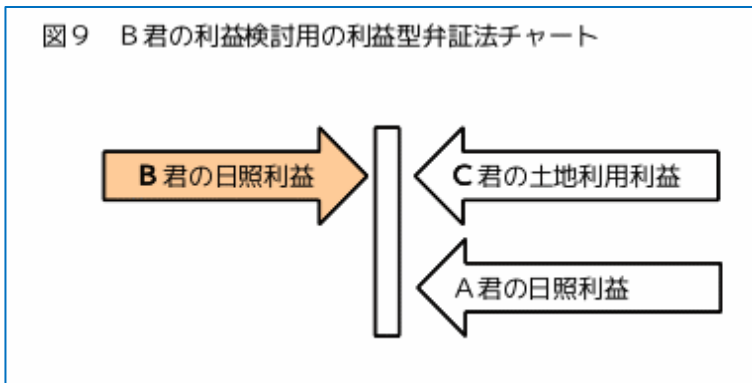
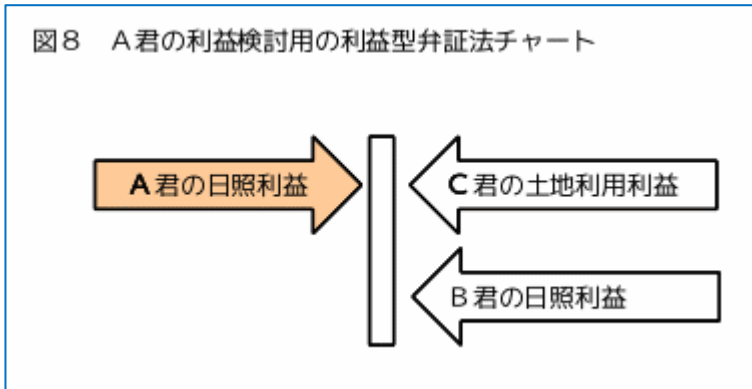
[4] 利益型弁証法による検討

以上で、A君・B君・C君の利益状態が揃ったので、C君が家を建てる場合に、A君はC君に対して文句が言

えるのか、また、B君はC君に対して文句が言えるのか、を検討します。ここで、処理手順は、4. 4の記載に従います。

a. 利益型弁証法による表記

ルールに従って、テーゼ側は利益をひとつだけにしなければなりません。従って、A君が文句が言えるか、B君が文句が言えるかは別個に考えることとなります。



そこで、A君・B君・C君の利益についての世界精神を利益型弁証法チャートに表すと図8，図9のようになります。

図8はA君の利益を検討するためにA君の利益をテーゼとした場合の利益型弁証法チャートです。

また、図9はB君の利益を検討するためにB君の利益をテーゼとした場合の利益型弁証法チャートです。

b. A君は文句が言えるのか

4 (4) に記載した手順 (ステップ) に従ってこれを検討します。

A君は自分の利益に基づいて文句をいうことになるので、テーゼはA君の利益、即ち、日照を一定時間確保する利益ということになります (ステップa.)。

ではアンチテーゼはどうでしょうか。ここで利害が関係するのはB君とC君であるので、B君の利益と、C君の利益との2つの利益がアンチテーゼとなります (ステップb.)。テーゼとアンチテーゼの記述については前記の通りです。

次にアンチテーゼが複数あるので、利益間で優劣を付ける必要があります（ステップ d.）。本事例では、B 君は A 君の南東側に位置するので、朝方は A 君の利益に対して若干の影響を与えるかもしれない。しかし、C 君は A 君の南側に位置し、まともに影響を与えることになるので、C 君の利益が主たる乃至重大なアンチテーゼとなります（ステップ d.）。

次に、A 君の利益（テーゼ）とこれに重大に対立する C 君の利益（アンチテーゼ）を比較します（ステップ e.）。すると、A 君の利益は健康に係わる。これに対して C 君の利益は財産利用という経済的意義に留まります。となると、日本人の平均的な感覚であれば、A 君に若干の分があるといえるでしょう。もちろん、A 君の家が C 君土地ギリギリのところまで接近して建てられているなら、それはそれでこの判断は変わってくるはずですが、自分は土地を目一杯使っておいて、他人に文句が言えるのかということになるからです。ここで、テーゼは「現在建ててある家のうち通常生活に関係する範囲の日照の一定時間確保」であった。そしてこの性質が「毎日の生活・健康に影響するような質的に重大」であったのだから、それも考慮される。そして、A 君の利益は重大ではあるが縮退を許さないわけではなかったのであるから、新たな状態を産むことができる（ステップ f.）。結局、A 君は若干北側にセットバックするから、C 君は自分の土地のギリギリ北縁にまで及ぶ家は建てないでくれと言える妥協点が見つかるわけです（ステップ g.）。

では次に、従とした B 君の利益との関係ではどうでしょうか。この点、もともと影響が無かったうえ、C 君との間の結論でも B 君の利益には影響がないので、A 君は B 君に文句が言えるわけではないということになります。

c. B 君は文句が言えるのか

B 君についても 4（4）に記載した手順（ステップ）に従ってこれを検討します。

B 君は自分の利益に基づいて文句をいうことになるので、テーゼは B 君の利益も、日照を一定時間確保する利益ということになります（ステップ a.）。

ではアンチテーゼはどのようなのでしょうか。ここで利害が関係ありそうなのはA君とC君であるので、A君の利益と、C君の利益との2つの利益がアンチテーゼとします（ステップb.）。それぞれのアンチテーゼの記述については前記の通りです。

次にアンチテーゼが複数あるので、ここでも利益間で優劣を付けます（ステップd.）。本事例では、A君はB君の北西側に位置するので、A君の家が遮光することはなく、利益を縮退させることはありません。よってA君の利益はアンチテーゼではないということになり、BC間のみの利益型弁証法で検討すればよいでしょう（ステップd.）。

次に、B君の利益（テーゼ）とC君の利益（アンチテーゼ）を比較します（ステップe.）。すると、B君の利益は健康に係わります。これに対してC君の利益は財産利用という経済的意義に留まります。ただ、C君の家はB君の家の西側にあたり、却って西日を遮って都合がよいくらいです。従って、新たな状態を産むことはありません（ステップf.）。結局、妥協点をみつけるまでもないわけです（ステップg.）。

なお、B君の西側に絶景があつてそれが遮られるというような場合もありえますが、そのときには、B君の利益（テーゼ）の内容が異なります。上記手順に従って弁証法チャートを変更して検討する必要があります。

d. 法律による場合

利益型弁証法によれば上記のように主張を設計することができます。ただ、現実にお互いが引かない場合には法律による解決がされることとなります。本件でいえば、民法234条（境界線付近の建築の制限）や建築基準法65条（隣地境界線に接する外壁）などによって調整されます。法律は立法段階で対立する当事者間の状況はもちろん、社会的・国家的利益をもアンチテーゼとして把握されていることが多いと思います。すなわち建物建設者にとって、民法234条・建築基準法65条では、土地の利用効率向上、経済的発展、火災類焼危険防止などの社会的・国家的利益がアンチテーゼとなっていると見

ることができます。このために上記の法律によれば利益型弁証法で得られた結論とは異なることになったのです。

言い換えれば、法律が想定するアンチテーゼを全て含んで議論をすれば、結論は一致することになります。

7. 観念的弁証法における想定構造体

7.1. はじめに

利益が衝突し、利益型弁証法を使ってこの利益がどのようなものなのか、またどのように対処すればよいのか、などを判断するのであれば、これまで述べてきたようなステップを踏めば対処することができます。

しかし、人が発想してから行動に移し、現実社会が動いていくまでを観察する場合には、これだけでは十分ではありません。また、A君とB君が互いに連携して行動する場合、A君の現実の行動の結果がB君の意識に作用することがあります。このような場合には一回の弁証法で分析するのは困難です。

この点、人がどう行動を決意するか、決意結果に基づいてこれを実行に移すと結果としてどのような現象が生じるのか、そして、それをひとはどう認識するのか、をそれぞれの段階に分けて分析すれば、その事案の分析が単純化されます。そこで意思を形成する段階から利益型弁証法を使って分析するにあたってのモデルを検討してみます。

7.2. 全体構造

A君が、あることをしたいと思い、それを実行したら、ある結果が生じ、これを見たB君がその状況を把握した、という一連のプロセスを考えてみましょう。

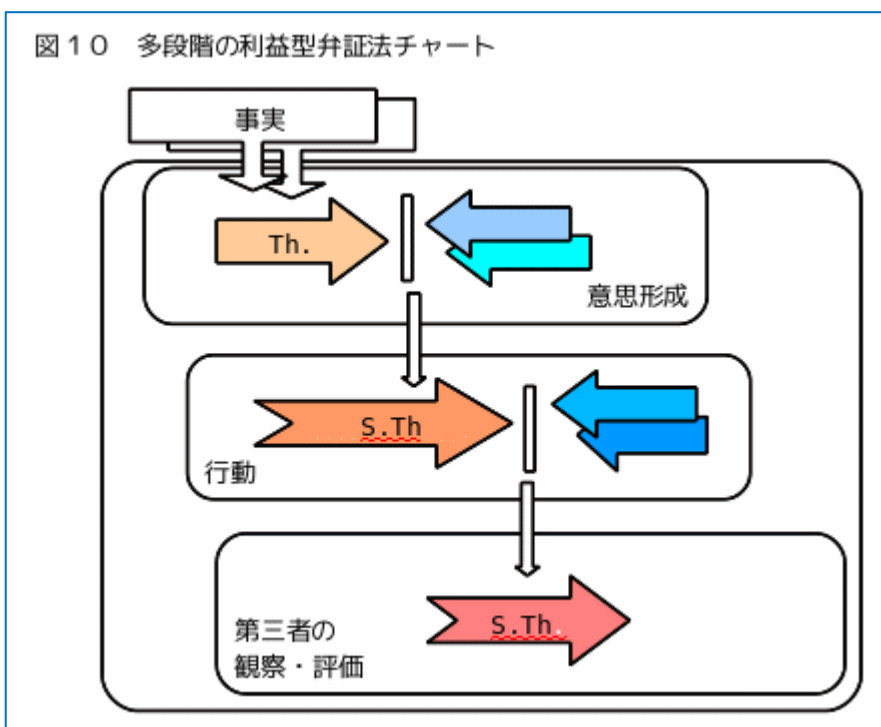
ここでは簡単のために、「A君はお腹が減ったのでパンを買って食べた」という行動について考えてみます。

A君はお腹が減ったことからパンを食べようと思ったわけです。しかし、それを行動に移したときには他人の利益との関係で衝突を起こします。たとえば、同じパンを口にするのでも、お金を払わずにパン屋の店頭からパンを盗んできたとしたらパン屋は損をすることになるので、当然パン屋の利益が絡んでくることになります。

そしてこの衝突状況を第三者は第三者の目で見えて知ることになります。

とすると、この一連の流れは、

- a. 食料を得ることにするという手段決定の場面（意思形成段階）
- b. 現実に行動を起こした結果、他人の利益と衝突する場面（行動段階）
- c. 第三者がこれを評価する場面（観察・評価段階）と分類できます。



この流れのなかに利益型弁証法が妥当する場面は3つあります。それぞれは独立に連続して起こっているのですから、分離して分析することができます。イメージとしては、図10のようになります。

7.3. 意思形成段階

意思の形成段階では、この者が過去に経験してきたすべてのことをベースとし、新たに知った事実に基づいて判断がされます。厳密に言えば先天的な性格も要素とした議論も可能でしょうが、これらは心理学・哲学に譲ることにして、ここでは流れだけを追いましょう。

a. テーゼの設定

先の例で、パンを食べようと思うようになるには、きっかけがありました。そのきっかけとは、お腹が減ったと感じたこと、つまり空腹を「知ったこと」です。そこで、満腹になろうという欲求が生じる。すなわち、満腹になる利益、これがテーゼです。

b. アンチテーゼの設定

次に、満腹になる利益を実現するためには、何をどのように得ようかという計画をし、これを決定するはずでず。このときA君は、どういうことは許され、どういうことは許されないのかという判断します。許されないと思うことは、A君の過去に経験した、または理解したことに基づいています。

つまり、自分の所持金を維持する利益も別のアンチテーゼになっています。また、パン屋の利益もアンチテーゼとなっています。盗むことは相手に不利益なことだとして、選択肢に含まれていないのは、A君が意識的でなくとも利益型弁証法的な判断をしていたからであることが見ることができます。

c. アウフヘーベン

さてA君が、自分の小遣いのうち1/3の範囲内であんパン2個、買うことにしたとしましょう。これがアウフヘーベンです。あんパンで満腹になるまで食べようということを諦め、自分の小遣いの範囲内で満足を得ることにしたわけです。満腹にするんだという当初の欲求は満たされないでしょうが、少しでも腹に入ればよいと考えた点で、当初の利益は縮退しています。しかし、重要な要素である空腹を避けるという利益は残っています。また、パン屋さんの商品の対価という利益も保持されています。更に、所持金維持の利益も2/3だけ残っています。つまり、A君は弁証法的に計画を完成させたこととなります。

7.4. 行為段階

次に、A君は完成させた計画を実現するために、行動に出ます。

A君は、当初の計画通りパン屋さんに「あんパンを二つください。」と伝えます。

取引が通常に行われたのであれば、パン屋さんは代金と引き換えにA君にあんパンを二つ渡すこととなります。この場合、A君とパン屋さんの利益は、A君の計画通りに維持され実現したこととなります。

ところで、ここで問題が起こった。昨夜のうちに小麦

粉の単価が跳ね上がり、あんパンが値上がりしていたとします。A君の決意ではあんパンは一つしか買えません。しかし、お腹がすいているA君の状態を見て気の毒に思ったパン屋さんが、あんパン2個の値段で、正規のあんパン一個に、アンコがはみ出て見栄えが悪くて商品にはできなかったあんパンをオマケで付けてくれることになりました。

さてこの状況をどうみるべきでしょうか。

これは当初計画されていたものとは異なる状況が起っていたといえます。つまり、A君にとってパンを2つ手に入れるという客観的な利益は実現しなかったし、パン屋さんにとってみても価格通りのパンが売れなかったことにもなります。

しかし、A君にとってみたらとりあえず食べるものが手に入り、パン屋さんにとってみても一応の収入は得られています。このように、A君の計画が実行段階に移った時に、客観的な事実としてA君とパン屋さんの利益はともに縮退しているものの、商品にならなかったものをこの売買に含めることによって、新しい状態を生み出したと見ることができます。

つまり、A君の当初の計画・行動と異なる結論が生じることがあるわけで、この段階でも弁証法が適用できるのです。

7.5. 評価段階

最後に評価段階について説明します。

ここまでのA君とパン屋さんのやりとりを、B君が電柱の陰から見えていました。上記のやりとりを見ていたB君には、A君がパン屋さんからあんパン1個の価格であんパンを2つ買ったというように見えます。これは、パン屋さんは売れなくなった商品のおまけとすることがあるという事実を、B君の経験からは想定できなかったからです。いいかえれば、B君は自分の知識の中では取引の秩序という利益についてのアンチテーゼが働き、客観的にあった事実を異なった事実として把握したということになります。このように、たとえ事実が客観的であったとはいえ、それを評価する人間が異なった事実として

把握することはよくあることです。

このように、評価段階でも利益型弁証法が働いていると考えることができます。

7.6. 他人を介した連鎖的運動

以上説明したように、弁証法は意思を形成する段階、行動の段階、評価の段階でそれぞれ適用することができます。

ところで、次の場面を想定します。

A君は、このパン屋さんのアンパンがとてもおいしいと思ったとします。A君はこのことをC君に伝え、ぜひとも食べてみるべきだと勧めることにしました。C君は、A君のすすめ方がうまかったこともあり、一度食べてみようと思うようになりました。

ここではC君はおなかがすいたのではなく、興味本位からアンパンを食べようと考えたのです。そして、パン屋さんに行き、「パンを一つ下さい。」ということにしました。そしてその結果、C君はそのアンパンを食べました。

このように、A君の意思がC君を介して実現することもあります。これは、A君がC君にパンを食べさせたいという意思形成をし、それが実現したのだから、A君の意思がそのまま残っていると考えることができます。また、これにC君も乗ったわけなのでC君の意思も実現しています。

このように、弁証法的運動が連鎖するときには、元のテーゼおよびアンチテーゼの重要な部分がそのまま残っていくことがわかる。

もちろんこのような単純な事例では簡単に重要な部分が残っていることが理解できるのだが、より複雑な場合でも慎重に検討すると同じような連鎖が起こっていることがわかります。

8. まとめ

以上で利益型弁証法の基本的な使い方の説明は終わりました。

内容が多岐に渡ったので、最後に概要を簡単にまとめ

ます。

a. 利益型弁証法で特定の利益についての主張をするにあたっては、全ての処理に先立って、相反する利益を列挙します。このとき、相対立する利益は両立不能なモノに据えます。

b. 各利益については、存在根拠（内容・性質・程度・態様）、縮退根拠、縮退限界、縮退限界根拠、拡張根拠、拡張限界、拡張限界根拠で説明します。

c. 列挙された相反する利益（アンチテーゼ）のうち、もっとも重大な若しくは主となるものを選択します。

d. これらを総合的に勘案して結論を導きます。

e. 場合によっては結論を新たなテーゼとして多段階で利益型弁証法を適用することができます。

この稿につき、以上